

令和7年度 見本市等助成事業補助金 申請のご案内

令和7年4月1日改定

- この補助金は、区内産業の振興を図るため、産業団体及び事業者が区内産業製品の販路拡張を目的とする見本市等に出展する場合に、出展費用の一部を補助するものです。

足立から世界へ✈

国外見本市への出展補助金額が

50万円に増額になりました！

さらに、製造業者以外の皆さまにも

申請いただけるようになりました！

中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業で、区内に本社・本店を有する**活動実態のある区内事業者**に限る
(登記のみが足立区にあり、活動実態が区外の事業者は対象外)

足立区役所産業振興課 ものづくり振興係

見本市等助成事業補助金

国内見本市 年度内3回	1回につき 事業者 上限10万円 団体 // 20万円
国外見本市 年度内1回	1回につき 上限50万円
地域の見本市 年度内3回	1回につき 上限10万円

- 上記の見本市等助成事業補助金は、それぞれ上限の回数まで申請できます

●国内・国外見本市編●

【見本市とは】

事業者の製品等の優秀性を広く市場に紹介することを目的として行う事業で、国の内外で行われる販路拡大のための見本市・展示会等（広く出展者を募集されており、公開されている見本市）を指す。

ただし、足立区が主催し、又は共催して行う見本市及び年度を越えて行う見本市や即販を主な目的とするイベント等への出展は補助の対象とはなりません。*1

【利用対象】

- ・中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業で、区内に本社・本店を有する活動実態のある区内の事業者（登記のみが足立区にあり、活動実態が区外にある場合は対象外）申請までに出展が確定している者。出展申込受領書のコピーを提出のこと。
- ・団体（足立区工業会連合会、あだち異業種連絡協議会、法律で定める組合等）。

【申請受付期限】

見本市等出展の1週間前までに申請すること（出展確定者のみ）

見本市等への出展が取りやめになった場合は、速やかにご連絡をお願いします。

【助成内容】

区 分	助 成 率	助成限度額	回 数 *2	助成対象経費(税込)
国内見本市(対面式)	助成対象経費の1/2	事業者/10万円 産業団体/20万円	年度内3回まで	出展料・小間代・ブース代
国外見本市(対面式)	助成対象経費の1/2	事業者、産業団体 ともに50万円	年度内1回まで	・出展料・小間代・ブース代 ・現地通訳費(1名分)*3 ・渡航費(1名分)*4 ・宿泊費(1名分)*5

毎年度4月1日から先着順で、予算額に達し次第受付は終了いたします

*1 即販を含む、イベント等への出展は対象外

*2 回 数:年度内 国内3回・国外1回

*3 現地通訳費:見本市会期中及び搬入搬出時の現地通訳に要する経費。1名分

*4 渡航費:当該見本市のために開催国への往復の航空運賃1名分

*5 宿泊費:会期中及び搬入出日の各1泊を含む宿泊費1名分

●地域の見本市編●

【地域の見本市とは】

2者以上の区内事業者で開催する、販路拡大を目的に自社製品を区内地域で紹介するイベントまたは、ワークショップ等。

〈例〉貸しスペースや自社敷地等にて区内事業者がイベントやワークショップ等を開催すること。

ただし、足立区が主催し、または共催して行うイベントまたはワークショップ、展示会等及び、年度を越えて開催するものは補助対象とはなりません。

飲食を伴う場合は衛生管理を充分に行い、感染症予防対策を徹底すること

【利用対象】

- ・中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業で、区内に本社・本店を有する活動実態のある区内の事業者(登記のみが足立区にあり、活動実態が区外にある場合は対象外)が、2者以上参加する地域のワークショップ等のイベントを主催する事業者。
- ・団体(足立区工業会連合会、あだち異業種連絡協議会、法律で定める組合等)。

【申請対象期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日までに開催されたイベント等。

助成金申請期限：令和8年3月18日(事後申請可能)

開催が取りやめになった場合は、速やかにご連絡をお願いします。

【助成内容】

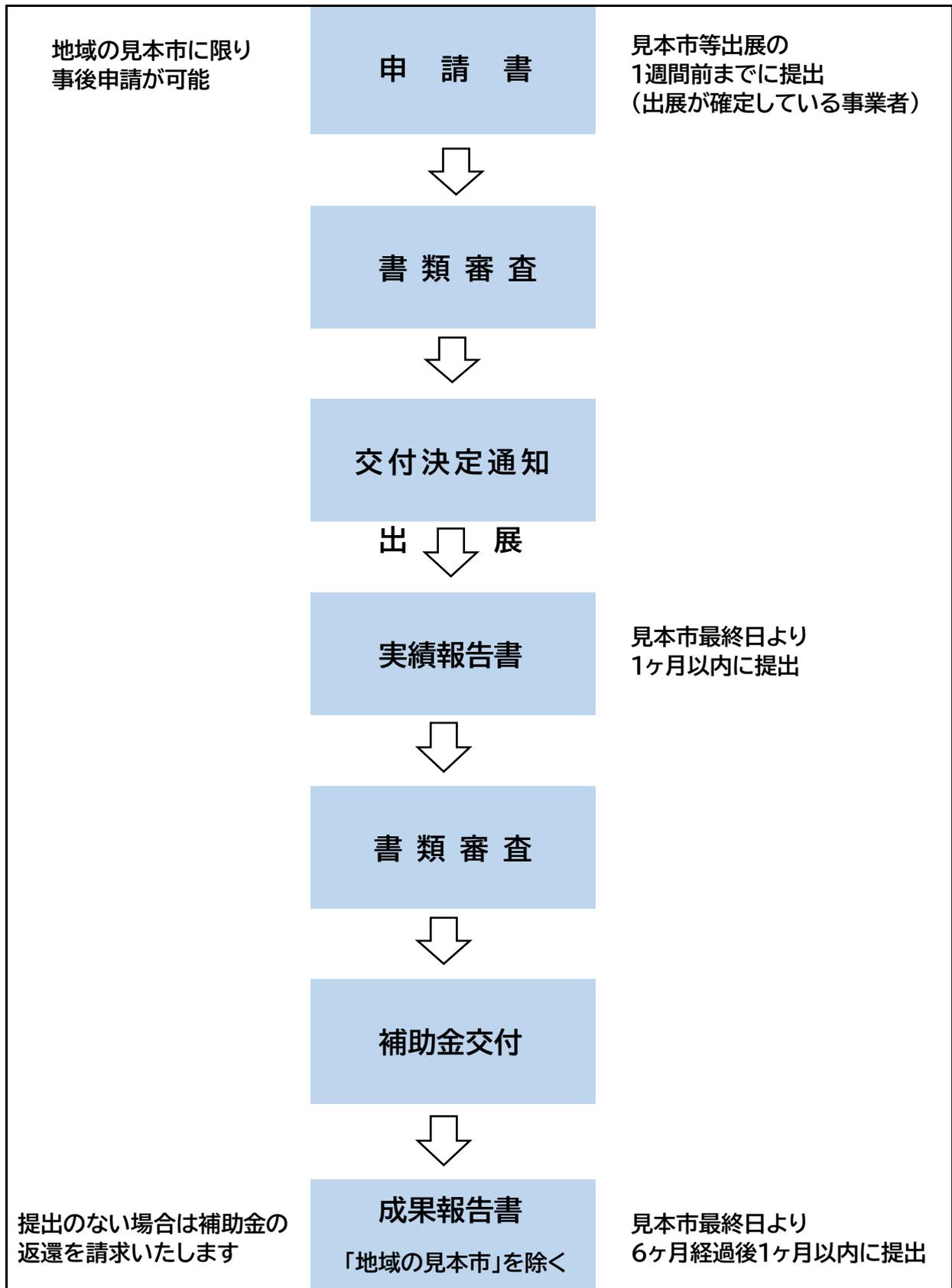
区 分	助 成 率	助成限度額	回 数	助成対象経費(税込)
地域の見本市	助成対象経費 の 2/3	事業者、産業団 体ともに 10 万 円	年度内 3 回まで	・委託費(会場設営等) ・使用賃借料 (会場使用料・物品借上料) ・広告宣伝経費(動画等) ・印刷製本費(チラシ等) ・備品購入費

毎年度4月1日から先着順で、予算額に達し次第受付は終了いたします

●補助金の申請から交付までの流れ●

見本市等出展の1週間前までに提出(郵送または、担当窓口へ持参)

【 国内・国外・地域の見本市 補助金申請から交付まで 】



見本市等出展終後

1ヶ月以内に 実績報告書

6ヶ月経過後、1ヶ月以内に

出展成果報告書を提出

提出がない場合は、交付決定が無効となります

**申請についての詳しい内容等は、
足立区ホームページで
「見本市」と検索してご確認ください**

【注意事項】

- ・今回と同一の対象経費で、国や他の地方公共団体等から、補助金の交付を受けている場合は対象外となります。
- ・年度を越えて行われる事業は対象外となります。
- ・暴力や性描写等、公序良俗に反する事業を行う事業者が主催する見本市は対象外となります。

●ご不明の点は、下記までお問い合わせください

問合せ・申請先

足立区産業振興課ものづくり振興係

120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 南館4階

電話 :03-3880-5869(直通)

F A X :03-3880-5605

E-mail:sangyo@city.adachi.tokyo.jp